

第 2 3 号 議 案

新宿区保健事業の利用に係る使用料等を定める条例
の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 1 7 日

提出者 新宿区長 吉住 健一

新宿区保健事業の利用に係る使用料等を定める条例の
一部を改正する条例

新宿区保健事業の利用に係る使用料等を定める条例（平成 14 年
新宿区条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 項中「令和 8 年 3 月 31 日」を「令和 9 年 3 月 31 日」に
改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

がん検診の利用の促進を図るため、その利用に係る費用に関する
時限的な特例措置を継続する必要があるため